

韓国知的財産ニュース 2013年2月前期

(No. 240)

発行年月日：2013年2月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

※このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、知財金融政策を先んじる(2.1)
- 2-2 政府系研究機関-ベンチャ企業の技術融合複合金融商品が登場(2.4)
- 2-3 2012年第4四半期における知的財産権の動向(2.4)
- 2-4 盗用された特許技術の返還が容易になる(2.6)
- 2-5 韓国特許庁、コア技術保護システムを普及(2.14)
- 2-6 パク・グンへ政権、知的財産の環境を構築(2.15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 米控訴裁判所、「ネクサス」の販売差し止め仮処分申請を棄却(2.1)
- 3-2 2013年の標準特許、「無線通信」で戦う(2.2)
- 3-3 サムスンディスプレイとLGディスプレイの代表、「和解する」(2.4)
- 3-4 三菱化学、LED関連の特許訴訟で勝訴(2.7)
- 3-5 LG電子、パテントトロールMPTとの特許訴訟で勝利(2.7)
- 3-6 特司警、ニセ運動靴の製造・販売業者を摘発(2.8)
- 3-7 サムスンディスプレイ、LGD相手の仮処分を取下げ…和解(2.12)
- 3-8 サムスンとLG「特許共有」するか(2.13)
- 3-9 インテマティックス「蛍光体の販売禁止ではない」攻防続く(2.13)
- 3-10 海外進出した中小企業、知財の悩み増えた(2.13)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 芸能人のブランド価値が向上 (2.8)

その他一般

- 5-1 マクプロ、日本の政府機関と業務締結 (2.2)
- 5-2 最も革新的な 50 大国、韓国が 2 位に (2.2)
- 5-3 ETRI の高画質 3D テレビ放送標準、米国で国際標準に (2.5)
- 5-4 特許庁審査官が「中国技術保護法」を発刊 (2.7)
- 5-5 ウルトラ HDTV 鮮明映像、伝送・圧縮技術で解決 (2.13)

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、知財金融政策をリードする

韓国特許庁 (2013. 2. 1)

「知的財産権金融」が話題だ。最近、各部署及び公共・民間の金融機関から「知的財産を担保にする」、「知的財産の価値を基盤にする金融投資や貸し出しなどを拡大する」、「新しく推進する」などといったメディアの報道をよく耳にする。

雰囲気も悪くない。新たに発足した政府は、「創造経済」を政策基調の第一として掲げており、昨年 6 月からは「動産・債権などの担保に関する法律」において新設された特例条項によって多数の知的財産権を担保できる基盤が整った。

専門家は、知財金融の活性化を実現するためには「知財に対する評価基盤の充実」と「知財の評価と金融を連携するモデル」が必須だと指摘する。知財の価値は、環境・条件・権利者などによって変動しやすく、変動性の高い資産で投資を行うためには、客観的な評価が先行されなければならないためだ。

韓国特許庁は、知財金融だけでなく、知財の評価も重要だと認識しており、知財の評価と金融を連携して知財を基盤にした金融投資が活性化できるよう、これまでも様々な支援を行ってきた。

2006 年からは、技術補償基金と協力して中小企業の保有した特許を価値評価し、特許の価値内で補償を支援する「特許価値評価の連携補償」を推進している。韓国特許庁が特許価値評価に要される費用を支援し、技術補償基金は、価値評価の結果を中小企業の補償に反映する構造だ。

信用度や不動産・証券などの担保余力が低下している中小企業が特許権だけを担保に補償書を与えてもらい、市中銀行から通常 9 割補償率として認められて事業化のための資金を貸し出し可能となっている。(例:4 億 5000 万ウォンの補償書を発給された場合、銀行は 5 億ウォン(4 億 5000 万ウォン÷90%)の貸し出しを支援)

2006 年から 2012 年までに計 1355 社の中小企業に約 2650 億ウォン規模の補償支援が行われた。政府支援の効率性の面からは、投入予算比の約 40 倍に達する資金調達効果が表れ、非常に効果的な支援として評価されている。

＜特許技術価値評価の連携補償支援の統計＞

区分	06	07	08	09	10	11	12	13
支援会社数(社)	110	211	388	119	120	146	261	1355
補償金額(億ウォン)	263	361	707	278	270	319	452	2650

支援を受けた企業も非常に好意的な反応を示しています。長引く景気不況により、中小企業の資金繰りの悪化に拍車がかかっている状況で、保有の特許権だけでも適時に資金のやりくりができるという同事業への満足度は高い。

一例として、車両向けブラックボックスの優秀な特許権を多数保有している(株)ジオクロス社は、売上の実績や担保能力が低下して資金調達が難しくなっていたところ、2009 年に「特許価値評価の連携補償」を通じて約 2 億ウォンの補償を受け、事業化資金の調達が可能となった。それを利用して事業化に成功し、2010 年 20 億、2011 年 85 億の売上げを達成するなど、著しく成長している。

韓国特許庁は、知財金融の新たな支援モデルとして、ベンチャキャピタルと連携した投資連携の特許評価支援を今年から本格推進する。「投資連携特許評価の支援」とは、評価期間を通じて中小・ベンチャ企業が有する特許を評価し、その結果をベンチャキャピタルに提供する。ベンチャキャピタルが中小企業に対する投資を決める過程でその結果を活用するという構図だ。投資決定時の企業の技術力と特許権の価値が正確に反映され、技術中心の優秀な中小・ベンチャ企業に投資資金を提供できるように支援する事業だ。

2012 年に行われた投資連携の特許評価支援モデル事業で支援を受けた(株)elyzer の場合、特許評価の結果をもって保有の特許権と技術力の優秀性のあるベンチャキャピタルから客観的に確認を受け、10 億 5000 万ウォンの投資契約を締結した。

しかし、韓国のベンチャキャピタルも全てを知財中心の投資はできていないため、現在と今後の需要を踏まえ、2013 年には約 30 件を支援し、多くの成功事例を残して知財中心の投資の重要性を周知させていくと同時に、支援の規模も拡大していくというのが韓国特許庁の計画だ。

さらに、「動産・債権などの担保に関する法律」が施行されたことで、民間の金融機関が知財を担保に実際に金融支援を行えるよう、知財の評価、担保化策、知財担保を利用

した回収策などについて研究を行う。そのほか、中小企業振興公団、産業銀行など、現在知財金融に対する支援及び投資計画を立てている公共・民間の金融機関とも協力して知財金融のモデルをさらに多様化し、知財金融が活性化できる基盤作りのための取り組みを行う予定だという。

2-2 政府系研究機関-ベンチャ企業の技術融合複合金融商品が登場

電子新聞(2013.2.4)

政府系研究機関とベンチャをつないだ技術の融合・複合専用の金融商品が登場する。数万件にのぼる政府系研究機関の研究開発(R&D)成果をベンチャが活用(使用)して商用化すれば、金融支援が受けられる。官民技術の融合・複合の金融商品が登場したのは初めてだ。技術補償基金は、早ければ第1四半期に「技術の融合・複合研究開発(R&D)支援プログラム」を運営すると4日に発表した。

これは、政府系研究機関の保有技術をベンチャ保有技術に融合・複合できるよう支援するプログラムだ。巨額の予算を投じた技術の「お蔵入り」を防ぎ、政府系研究機関に関心を持っている技術ベンチャを手助けする。重複技術開発を回避する効果も期待できる。

技術補償基金は、そのため、政府機関と技術公開・利用に関する協約を締結する。韓国電子通信研究院(ETRI)とは既に締結済みだ。科学研究院などの他の政府系研究機関とも早いうちに締結する。政府系研究機関の保有技術をデータベース化し、技術ベンチャ企業の独自技術DBを分析して融合・複合可能な技術を模索する。例えば、ETRIの最近3年間の出願特許約1万8000件を分析し、融合・複合可能な技術を保有した企業を見つけ、リンクするといった取り組みだ。

企業は、特許などの技術実施(利用)費用として1件当たり5000万~1億ウォンを政府系研究機関に提供する。技術補償基金は、その過程で別途の費用を求めない方針だ。技術評価で約5万7000社の技術情報を保有する。機関と企業の架け橋の役割を果たし、成功時に資金を支援する。補償とともに30億ウォンを限度に投資も行う。補償・投資のどちらかを企業が選択する。

技術補償基金は、先月に融複合センターを立ち上げた。IT・機械・化工素材・環境バイオの4分野別に技術の融合・複合対象の発掘に乗り出す。企業の需要に基づいて上半期中に6か所の政府系研究機関と協約を結び、中長期的には、全ての政府系研究機関・大学とも提携する計画だ。技術補償基金中央技術評価院のチェ・ジョンヒョン首席件チーム長は、「研究所・大学は、保有技術を企業に提供したくても適切な対応が難しい。保有しているDBを利用して仲裁者の役割を担える」と述べた。

金融との結合で相乗効果を創出すると期待されている。かつて、技術取引所も技術の実施・移転に乗り出したが、金融支援の不足により、活性化には限界があった。成均館大学のキム・キョンファン教授は、「ベンチャの多くが技術利用を希望しながらも費用を

理由に諦めている。今回のプログラムは技術取引に金融がバックアップするため、大きな効果が期待できる」という見方を示した。

<キム・ジュンベ記者>

2-3 2012年第4四半期における知的財産権の動向

韓国特許庁(2013.2.4)

□出願の動向

・2012年の第4四半期における知的財産権の出願件数は109,647件で、前年同期比0.6%増加した。登録件数は62,742件で、前年同期比3.7%減少した。

・権利別では、特許は3.0%増加した57,821件、実用新案は18.7%増の3,625件、デザインは3.0%増の16,226件が出願された一方、商標は6.0%減少して31,975件となった。

・内・外国別では、内国人と外国人がそれぞれ0.4%、2.1%増したが、特許の場合、内国人は3.7%、外国人は0.1%増加した。

・国内の地域別においては蔚山が41.1%増加した2,304件となり、最大増加率を示した。その次は、忠清北道が29.5%増加して3,354件となった。

・国籍別では、外国人出願の全体は15,094件で、そのうち日本(5,201件)、米国(4,499件)、ドイツ(1,167件)の順で、増加率では豪州が89件とその増加率が18.7%と最も高く、中国が607件でその増加率が17.9%で後を次いだ。

・出願人属性別では、地方自治体と政府がそれぞれ28.7%、18.6%増加した754件と369件と最も高く、大手企業は5.3%増加した19,699件となったが、個人(国内)は、5.3%減少した32,513件となった。

-第4四半期に特に出願が増加した出願人は、特許・実用新案の場合は125.6%増加したサムスンディスプレイ株式会社で、商標では311件のヘテ製菓が前年同期の17件に比べ、311件に急激に増加した。一方、デザインでは、LG生活健康が97.3%の増加率と最も高くなった。

□登録動向

・権利別の登録現状を分析すると、特許が3.4%減の29,883件、実用新案が9.7%減少した1,566件、商標は9.9%減の18,690、デザインは7.8%増加した12,603件だ。

・内・外国人別では、内国人が3.1%減、外国人も6.1%減少した。

・国内の地域別では、慶尚北道と蔚山がそれぞれ20.9%、8.2%増加した1,567件と503件を登録して最も高い増加率となった。一方、忠清北道と京畿道はそれぞれ7.3%、6.5%減少した。

・国籍別では、スイスが38.9%、シンガポールが27.7%増加した。

・登録権利者別では、公共機関が66.9%増の252件で最も高く、外国人の個人が13.4%増加した355件で後を次いだ。

-第4四半期の主な権利者は、特許・実用新案の場合は、現代製鉄で、前年同期比139.3%

増加した 201 件が登録され、商標ではウンジン・コウエイが 108 件登録して増加率 1 位及び四半期における登録 3 位を記録した。デザインでは、LG 生活健康が 99 件で 209.4% 増加した。

□ 審査及び審判の動向

○ 審査請求件数は、前年同期比 2.6% 減少した 47,053 件で、
- 特許審査請求件数は、前年同期比 2.4% 減の 44,594 件、実用新案は 6.4% 減の 2,459 件となった。

- PCT 国際調査の申請件数は、前年同期比 8.1% 増の 7,625 件、国際調査の処理件数は 25.3% 増加した 7,687 件となった。

○ 審判部門では、請求件数は前年同期比 24.7% 減の 3,105 件で、処理件数も前年同期比 15.9% 減の 3,199 件だ。

- 権利別の請求件数は、特許・実用新案が 24.6% 減少して 2,520 件、商標は 29.1% 減少して 757 件だが、デザインは 12.3% 増加して 128 件だ。

(※ジェトロ注：：以下、詳細は、ジェトロソウル事務所知財チーム HP ニュース速報をご覧ください。 <http://www.jetro-ipr.or.kr/>)

2-4 盗用された特許技術の返還が容易になる

韓国特許庁(2013.2.6)

今後、盗用された特許技術の返還が容易なる見通しだ。

韓国特許審判院は、無権利者が登録した特許発明に対する無効審判を迅速審判の対象に指定し、審判請求後 4 ヶ月以内で処理することを明らかにした。

自分の努力により開発した技術を、知らない他人が特許出願し登録まで終えた場合、その特許技術を返してもらうためには、特許審判院に無効審判を請求しなければならない。技術の盗用可否判断は、特許技術に対する技術専門家である特許審判院の審判官が判断するからだ。

これまで、無効審判の結果を受け取るためには約 9 ヶ月がかかり、技術を盗用された発明者は権利回復に苦労があった。さらに、特許法第 35 条によると、無権利者が特許を受けた後、特許公報が発行されて 2 年が経過した時は、自分の特許を返してもらえないため、迅速な審判の処置が必要とされる。

そのため、特許審判院は、無権利者の特許に対する無効審判事件を迅速審判の対象に指定した。一般の審判事件は平均 9 ヶ月以内に処理されるのに比べ、迅速審判事件は 4 ヶ月以内に審決が行われ、当事者は約 5 ヶ月の期間を短縮することができる。

その他、特許権侵害の疑いで検察や警察から取り調べを受けた当事者が請求した無効審判や権利範囲の確認審判も迅速審判の対象に定め、起訴可否判断や刑事訴訟において特許審判院の審決が早期に活用できるようにした。

今回の措置により、検察や警察で侵害罪を判断する時に、審判院の審決が利用できる

道がさらに広がった。

特許審判院のイ・ジェフン審判院長は、「今回の制度の見直しにより、技術を盗用された発明者が、自分の特許を早期に返還してもらえるようになった」とし、「特許審判院は、審判処理期間をさらに短縮し、口述審理の質的向上を図るなど審判の品質を高め、世界最高レベルの審判サービスを提供できるように尽力していきたい」と述べた。

2-5 韓国特許庁、コア技術保護システムを普及

韓国特許庁(2013.2.14)

韓国特許庁は、2月15日にソウルで企業のコア技術保護のために開発された「営業秘密標準管理システム」の普及説明会を開催する。

中小企業向けとして営業秘密管理システムを普及するために開発されたこのシステムは、営業秘密のランキングに基づく取扱管理、データ履歴管理、営業秘密取扱者の人事管理などの機能に構成された。昨年、韓国特許情報院の営業秘密保護センターでモデル運用を終え、今年から本格的に普及を始める。

また、システムの普及とともに、営業秘密管理プロセス構築に向けたコンサルタントを提供する。対象企業の業務特性、脆弱な部分などを診断し、ソリューションを現場で適用可能にするため、段階別の履行案を提示するサービスが連携提供される予定だ。

これまで中小企業は、大手企業に比べて営業秘密管理システムが脆弱だと指摘されてきた。警察庁によると、技術が流出した経験のある企業のうち、中小企業の割合は9割を占めている。また、中小企業の場合、コア技術が流出した時にも「秘密として管理する努力を十分に行わなかった」という理由で敗訴してしまうケースが多い。

今回に普及する標準管理システムは、営業秘密の指定・管理、退職者の措置、及び紛争対応などに必要な機能まで提供して、割安なコストで企業の営業秘密保護水準を高められると期待されている。

説明会は、▲営業秘密保護センターの活動、▲営業秘密標準管理体系のコンサルタント、▲営業秘密標準管理システムの3つのテーマで進められる。標準管理システムと連携可能なセキュリティソリューションの紹介も予定されているため、企業の営業秘密管理に必要な多様なセキュリティ製品を紹介してもらおう良いチャンスになると期待されている。

韓国特許庁産業財産保護チームのイム・ジェソン課長は、「標準管理システムの普及を通じて技術力のある中小企業がコア技術をより効率的に保護できるきっかけになると期待している」と述べた。

標準管理システム普及説明会には誰でも参加でき、参加を希望する企業は、営業秘密保護センターホームページ(www.tradesecret.or.kr)で申し込み可能だ。詳しい内容は営業秘密保護センター(1666-0521)にお問い合わせできる。

2-6 パク・グンへ政権、知的財産の環境を構築

韓国特許庁(2013.2.15)

パク・グンへ次期大統領が知的財産の環境構築を 100 大の国政課題に含ませる。未来創造科学部の主導で知財の創出・保護・活用のシステムを構築するため様々な政策が推進される。14 日、大統領職取引委員会によると、「創造経済の実現に向けた知的財産の環境構築」が新政権の国政課題に含まれるという。

知財環境の構築は、パク次期大統領がマニフェストとして掲げたものだ。政府関係者は、国政課題に含めることは、5 年間持続的に事業を推進するとともに、部署の壁を越えた円滑な協調支援という面で意味が大きいと説明した。

パク次期大統領は、知財環境の構築を含め、100 大の国政課題を 20 日頃に発表する予定だ。環境構築は、知識財産委員会戦略企画団が属する未来部と文化体育観光部・特許庁が主導する。他の部署も 3 部署と知財委の協調要請に基づき、法改正などで直接・間接的に参加する。

知財環境が知的財産の創出から権利化、及び保護・活用などにその範囲が広く、政府が環境構築のロードマップ作りにも乗り出すと見込まれる。創出には、知財観点の研究開発(R&D)企画が挙げられる。漠然とした「いいアイデア」に R&D 資金を投入するのではなく、知財観点で価値を考えて開発する。基盤・標準特許確保の可否も検討する。

権利化と保護に向けた知的財産侵害保証システムも設けられる。米国などの先進国に比べて侵害賠償額が低いという問題と特許裁判の専門性・迅速性の見直しが行われる。利用促進分野では、知財サービス産業の育成に向けた知財金融制度の見直し、知財公正取引の秩序が確立される。好循環の環境構築に向けた知財尊重ムードの拡大、知財基盤の産官学協力研究の活性化、知的財産人材の育成、グローバル知的財産システム構築も進められる。業界の関係者は、「次期政権が創造経済を強調しながらも知的財産には触れなかったため、懸念があったが、知的財産の好循環は、創造経済社会の実現に向けた後盾になるだろう」と期待を示した。

<クォン・サンヒ、キム・ジュンベ記者>

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 米控訴裁判所、「ネクサス」の販売差し止め仮処分申請を棄却

電子新聞(2013.2.1)

米国の連邦巡回控訴裁判所の全員裁判部が 31 日、サムスン電子の「ギャラクシー・ネクサス」に対するアップルの販売差し止め仮処分の申請を退けた。昨年 6 月には、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所は、サムスン電子の同機種が自社の特許を侵害したとしてアップルが提起した販売差し止め仮処分の申請を認めたことがある。

しかし、控訴裁判所は、同年 10 月、特許侵害とそれによる被害との相関関係について具体的な証拠がないとしてサムスン電子に軍配を上げ、アップルは、直ちにワシントンにある連邦巡回控訴裁判所の全員裁判所にその決定の見直しを要請したのだ。

サムスン電子は今回の決定により、裁判が進められる間に同機種の販売が可能となり、世界の主な裁判所でアップルと繰り広げている特許係争において、もう 1 つの重要な勝ちを取ったと評価される。

＜ソ・ジョングン記者＞

3-2 2013 年の標準特許、「無線通信」で戦う

電子新聞(2013.2.2)

今年、無線通信機器に関する標準特許紛争が頻発するという見通しが示された。無線通信設備と無線通信端末分野の国際標準基盤の特許権確保が急がれるという指摘だ。韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センターは、国際標準化機関に登録された電子・IT 分野の特許を分析した結果、「無線通信機器関連の分野が全体の 56% と相当の割合を占めていた」と発表した。特許支援センターは、「無線通信機器が他分野に比べ、出願件数が多く、海外市場を確保するための取り組みが積極的に行われている状況だ。無線通信機器の特許をめぐる訴訟が頻発するだろう」という見通しを示した。

世界の無線通信機器関連の主な出願人は、インター・デジタル、クアルカム、ノキア、LG 電子、エリクソンなどだ。代表的な特許管理会社 (NPE) であるインター・デジタルは、これまでの特許訴訟で攻めの姿勢を取ってきた。サムスン電子は、2002 年インター・デジタルに使用料引き上げに対して訴訟を提起したが、敗訴して 2008 年から数億ドルの特許使用料を支払っている。LG 電子に対しては第 3 世代 (3G) 通信特許侵害で米国の国際貿易委員会 (ITC) に提訴した状態だ。特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「関連企業は、インター・デジタルを中心に NPE の攻撃を持続的にモニタリングを行うべきだ」と指摘した。

標準特許関連の紛争可能性は高まっているが、韓国企業の対応水準は低い。韓国企業が保有した特許のうち、標準特許関連の特許は 6.6% と非常に低い水準だ。イムセンター長は、「国際標準を決める過程で、特許専門家の参加を通じて標準特許を確保することが急がれている。特に、欧州市場に進出している電子・IT 企業は、特許地雷を把握し、標準特許データベースを構築して標準特許創出に積極的に取り組まなければならない」と述べた。「特許地雷」とは、国際標準化機構のうち、欧州電気通信標準化機構 (ETSI) に 2 万 7360 件の特許が散在している状況を意味する。

開発中の特許プール (Patent Pool) も問題だ。「シズベル」、「Via Licensing」、「MPEG LA」、「A4WP」などの特許ライセンス代行機関が「IEEE 802.11n」、「Wi-Fi」、「A4WP」などの特許プール構築に乗り出した。開発中の特許プールは、今後の権利行使を目的としているため、紛争の可能性は非常に高いというのが特許支援センターの分析だ。

イムセンター長は、「電子・IT 危機関連の特許紛争は、今後はサービス分野に拡大するだろう。政府と関係機関が範囲の広い標準特許 DB を構築するなど、特許創出を支援すべきだ」と付け加えた。

＜クォン・ドンジュン記者＞

順位	出願人	出願件数	特許の質的水準(CPP)
1	インター・デジタル(米国)	1972	47.07
2	クアルカム(米国)	948	29.25
3	ノキア(ノルウェー)	637	13.19
4	LG 電子(韓国)	504	22.95
5	エリクソン(スウェーデン)	435	12.12

3-3 サムスンディスプレイと LG ディ스플레이の代表、「和解する」

電子新聞(2013.2.4)

サムスンディスプレイと LG ディ스플레이は、最近の誹謗中傷合戦の確執を終え、和解することで合意した。

4日にサムスンディスプレイのキム・キナム社長と LG ディ스플레이のハン・サンボム社長、知識経済部のキム・ジェホン室長は、ソウルのパラスホテルで紛争解消を話し合う朝食会を開いた。

両社の代表が和解のために会合したのは昨年4月に技術流出をめぐる攻防が始まって以来、初めてだ。この半年間、訴訟に訴訟を重ねて感情の溝は深まるばかりだった両社だが、キム室長の仲裁が対話の呼び水となった。

この日の会合で、両社の代表が具体的な合意内容に触れてはいないが、「和解する」という原則には合意したという。大きな枠で円満に解決することで合意したため、今後役員会の会議を通じて紛争解決に向けた具体的な方策を議論することにした。

両社は、僅か2ヵ月前までも裁判沙汰を演出し、現在まで6件の訴訟が進められている。特定の技術を守るためでなく、誹謗中傷合戦になり、攻防の範囲も有機発光ダイオード(OLED)とLCDにまで拡大した。

毎日のように追加訴訟を提起し、業界全体に影響を与えかねないという懸念までささやかれていた。確執が深刻になれば、協力会社の代理戦や顧客会社への攻撃などに拡大する可能性も十分あったからだ。

両社の今回の合意は、このような拡大の様相には歯止めをかけたと分析される。さらに、両社の裁判沙汰の導火線になったサムスンディスプレイの特許侵害差し止め仮処分申請の判決も間もない状況だ。昨年9月、サムスンディスプレイが LG ディ스플레이を相手に提起した侵害差し止め仮処分の訴訟は、今月内に判決が予定されている。両代表が和解すれば、宣告前に訴の取下げする可能性もある。

3人は、朝食会を終えた後、満足したような明るい顔で席を外した。

キム室長は、朝食会の後にメディアに対し、「両社が方向性については意見が一致した。今回の会合は、和解のために会ったということに意義がある」と述べ、キム社長は「大きな枠一つずつを解決していきたい」とコメントした。ハン社長も「具体的な和解案については取締役の間で話し合いをする予定だ」と説明した。

<ムン・ボキョン記者>

3-4 三菱化学、LED 関連の特許訴訟で勝訴

デジタルタイムズ(2013.2.7)

日本三菱化学が蛍光体部品・素材企業のインターマリックス社を相手に提起した発光ダイオード(LED)の特許訴訟で勝訴した。

三菱化学側によると、去る5日、ソウル中央地方裁判所は、米国インターマリックスと韓国国内販売業者であるGVPを相手に提起した特許侵害訴訟において、三菱化学の主張を認め、インターマリックスの蛍光体製品に対する韓国国内輸入及び販売禁止の判決を命じた。

三菱化学は去る2011年11月に、インターマリックスが自社の窒化物系赤色蛍光体特許(韓国特許第816693号)を侵害したとして、インターマリックスとGVPを相手に蛍光体輸入及び販売禁止訴訟をソウル中央地方裁判所に提起した。

赤色蛍光体はLEDを構成する要素で、韓国特許第816693号は、窒化物系の赤色蛍光体及びこれを利用したLED・照明器具・画像表示装置等に関するものである。高い輝度と信頼性でLED用に幅広く用いられる赤色蛍光体であり、この特許は、三菱化学と日本独立行政法人である物質・材料研究機構が共同で所有している。

今般の判決は、2週以内に控訴しないと確定となり、輸入及び販売禁止がなされる。三菱化学は、「現在、生産及び販売している赤色蛍光体は、様々なLED製造企業から高い評価を受けている」とし、「今後も特許侵害に対し看過せず、適切に対応していく計画だ」と表明した。

<イ・ホンソク記者>

3-5 LG 電子、パテントトロール MPT との特許訴訟で勝利

電子新聞(2013.2.7)

LG 電子がパテントトロール「マルチメディア・パテント・トラスト(MPT)」との特許訴訟で勝利した。

米国カルフォルニア南部地方裁判所は5日(現地時刻)に、LG 電子がMPTの特許を侵害しなかったと判決を下した。裁判所は、最終判決で昨年12月に出た陪審員評決内容をそのまま確定した。

MPTは、フランス通信会社「アルカテル・ルーセント」の子会社である。去る2010

年 LG 電子が自社の動画圧縮関連特許 2 件を侵害したと訴えた。

対象製品は、チョコレートタッチ VX8575・ブリス UX700・タッチ AX8575・ロータスエリート LX610・ミスリック UN610・サンバ LG8575 等 9 種類である。

MPT は、LG 電子が特許侵害賠償金として 910 万ドルを支払うべきだと主張したが、陪審員団は、昨年 12 月の評決ではこの主張を認めず、LG 電子に軍配を上げた。

LG 電子関係者は、「裁判所の決定は喜ばしいことだ」述べ、「パテントトロールに対し、今後も強硬に対応したい」と強調した。

<キム・インスン記者>

3-6 特司警、ニセ運動靴の製造・販売業者を摘発

デジタルタイムズ(2013.2.8)

旧正月及び卒業・入学シーズンを迎え有名商標を盗用した、いわゆる「ニセ」運動靴を製造・販売した業者が摘発された。

特許庁・商標権特別司法警察隊(以下、特司警)は、有名ブランド運動靴の「ニューバランス」商標を盗用したニセ運動靴及び副資材など 7900 足余りを製造・販売した嫌疑で、朴某氏(53 歳)など 2 名を商標権違反で拘束したと 8 日発表した。

押収されたニセ運動靴は、「ニューバランス」の完成品を含む 7942 足で、正規品価額で約 5 億ウォンに相当する量である。

拘束された朴某氏は、釜山市沙上区の住居密集地域に秘密製造工場を設け、「ニューバランス」商標を偽造し、運動靴を製造・販売してきた。特に、容疑者は去年の取締りで摘発された釜山市沙上区徳浦洞所在の地下工場を買い取ってニセモノの製造を続ける大胆さを見せており、また、工場の近くに別途の秘密倉庫を設け、ニセモノを大量に保管・販売してきたことが発覚された。

さらに、従業員の食事を工場内で済ませるなど外部への露出を遮断し、捜査網をかく乱するなどの緻密さも見せた。

パン・ヒョンギ特司警隊長は、「最近、卒業・入学シーズンと旧正月が重なり、運動靴を購入する青少年達の需要が増加している。消費者が子供への贈り物として購入する際には、特に注意が必要だ」と述べた。

特司警では、釜山に全国の靴製造業者の 60%が集中しており、関連インフラが備えられているため、他地域に比べニセ靴の製造可能性が高い。持続的な取締りを行う計画である。

<イ・ジュンキ記者>

3-7 サムスンディスプレイ、LGD 相手の仮処分を取下げ…和解

電子新聞(2013.2.12)

サムスンディスプレイが昨年 9 月に LG ディ스플레이を相手に提起した有機発光ダイ

オード(OLED)技術侵害の仮処分申請を取り下げた。

仮処分申請は、両社の裁判沙汰の決定的なきっかけだった。サムスンが仮処分を取り消したことで、両社が繰り広げている 5 件の特許関連の訴訟が順次取り下げになると見込まれている。

サムスンディスプレイは、LG ディ스플레이を相手に提起した「OLED 技術流出関連の記録及び、細部技術に対する使用差し止め仮処分申請」についての取消し申請書をソウル中央地方裁判所に提出したと 12 日に明らかにした。

水原(スウォン)地裁が昨年 7 月に技術流出の疑いで LG ディ스플레이の取締役、サムスンディスプレイの前・現職の研究員を起訴すると、サムスンディスプレイは侵害差し止め仮処分を申請した。21 件の関連記録と 18 種の細部技術を LG ディ스플레이が直接使用、または第 3 社に公開する場合、1 件当たり 10 億ウォンの支払いを求めるのが仮処分申請の要旨だった。

これに刺激された LG ディ스플레이は、サムスン電子のスマートフォン「ギャラクシー」シリーズが自社の OLED 技術を侵害したとしてサムスンディスプレイとサムスン電子を相手に特許訴訟を提起した。

サムスンディスプレイは、特許無効訴訟で反撃を図った。LG ディ스플레이の AH-IPS が自社の LCD 特許を侵害したと訴訟を提起した。

サムスンと LG は、その後も特許訴訟と生産差し止め仮処分の訴訟を交わし、事態は泥沼化してきた。その間に海外の競合会社は「反韓国」で技術力を高め、ディスプレイ首位の座を脅かした。

このように事態が業界全体に影響が及ぼすと、知識経済部が両社の誹謗中傷の仲裁に乗り出した。4 日に知識経済部成長動力室のキム・ジェホン室長がサムスンディスプレイのキム・キナム社長と LG ディ스플레이のハン・サンボム社長と会い、「円満な解決」の合意を求めた。

両社の首長が交渉テーブルに座った 8 日後にサムスンが先に和解の手を伸ばした。これまで LG ディ스플레이は、サムスンが先に仮処分申請を取り消すべきだと主張しただけに、LG が提起した他の訴訟も相次いで取り消されると見込まれている。両社が提起した訴訟は、サムスンの仮処分申請を含めて計 6 件だ。

サムスンディスプレイ関係者は、「4 日、会場で段階的に問題を解決していくと約束したことの対策だ。今後も円満な解決に向けて交渉を続ける」と述べた。

一方、LG ディ스플레이の関係者は、「サムスンの仮処分申請取消しを歓迎し、12 日まで会社が旧正月の連休などがあるため、近いうちに立場をまとめる」とコメントした。

<ムン・ボキョン記者>

サムスンディスプレイが仮処分申請を取り消して LG ディ스플레이も前向きな方向で検討しており、両社の訴訟合戦は一段落した様子だ。関心は、両社がクロス・ライセンスをいつ、どのような方式で締結するかに集まっている。

LG ディ스플레이は 13 日、その前日の仮処分申請取り消しに対応するための方策を議論した。公式コメントは発表していないが、早ければ今週内に、遅くても来週初めには措置が取られる見通しだ。

会社の関係者は、「基本的に前向きに検討する。技術的な手続きなどの問題をまとめている状態だ。お互い営業妨害などの消耗的な対立は回避する方向で検討中だ」と述べた。

サムスンディスプレイも前日の訴取消しに続き、お互いが建設的な方向で議論を進展するという立場を再確認した。サムスンディスプレイのキム・キナム社長は、同日にサムスン電子社内で行われた水曜社長団会議後のインタビューにおいて LG ディ스플레이との特許訴訟についてコメントした。「前向きな方向で進めていきたい」という。サムスンディスプレイは、12 日、昨年 9 月に LG ディ스플레이を相手に提起した有機発光ダイオード(OLED)技術使用差し止め仮処分申請を突如取り消した。

その次のステップとして両社のクロス・ライセンス締結の可能性とその範囲に関心が向けられている。訴訟合戦は一段落を付ける方向で進展しているが、クロス・ライセンスの締結には慎重な姿勢だ。キム社長は、この日、クロス・ライセンスについて尋ねたところ、「もう少し考えたい」と述べ、LG ディ스플레이も「特許技術は正当な評価が必要だから、時間を置いて検討すべきことだ」と述べた。

両社がお互いの特許を共有したのは、1992 年テレビのブラウン管と液晶パネル(LCD)関連特許約 8000 件を共有したのが唯一だ。当時の金星社(現在の LG 電子)とサムスン電管(現在のサムスン SDI)のそれぞれの 4000 件に及ぶ特許を共有することで合意し、外国との特許紛争交渉の内容も公開することとした。その後の 21 年間は、技術的な発展にもかかわらず、特許共有した事例は一度もない。

業界では、これまでの特許紛争から判断すると、訴訟合戦がある程度進んで和解とクロス・ライセンス契約の締結が行われたとして問題は直ちに解決できないという見方を示している。OLED の場合、今後のディスプレイ市場のシェアを左右する有望技術であるため、特に難しくなる見込みだ。昨年、発光ダイオード(LED)分野でドイツのオスラムは、サムスンと LG との特許訴訟を取消し、クロス・ライセンスを締結したが、それも訴訟提起後 1 年以上が過ぎてからのことだ。LED 専門メーカーソウル半導体は、日亜との特許紛争を 4 年間も行った。半導体分野でも 2008 年、サムスン電子が松下電機と半導体特許侵害の訴訟を終え、特許を共有したが、それは米国裁判所が「両社相互間の特許侵害はない」という判決が出された後に進められた。

しかし、訴訟が長引けば長引くほどお互いにとって重荷になり、世界首位を争う両社がお互いの特許関連の弱点を知り尽くしているため、クロス・ライセンスの締結で早いうちに解決できる可能性もささやかれている。

特許事務所チョンアンのイ・サンチャン代表弁理士は、「お互いが特許リスクを抱えているため、これ以上、全面的な裁判沙汰を繰り広げることはないだろう。提起した訴訟全ての特許を共有するのは無理だが、限られたクロス・ライセンスが迅速に進められることはあり得る」と話している。

<イ・ホンソク記者、カン・ステンテ記者>

3-9 インテマティックス「蛍光体の販売禁止ではない」攻防続く

電子新聞(2013.2.13)

蛍光体の特許権をめぐる韓国の発光ダイオード市場(LED)を舞台にした三菱化学と米インテマティックスの攻防が続いている。

インテマティックスは、「ソウル中央地方裁判所の5日の判決は、自社の窒化物系赤色蛍光体が三菱製品と類似性があると判決しただけで、販売を差し止めたわけではない」と13日に主張した。三菱は前に「裁判所がインテマティックスと韓国の販売会社GVPに蛍光体製品の韓国内の販売禁止判決を言い渡した」と発表したことがある。インテマティックスが三菱の窒化物系赤色蛍光体特許(韓国特許第816693号)を侵害した事実を認めたと内容だった。

インテマティックスは、「訴訟対象の窒化物系赤色蛍光体は、自社の計4種類の製品群(R、ER、PR、XR)のうちRとERのみで全ての製品の販売・使用に制約はない」と主張した。また、三菱の窒化物系赤色蛍光体に対する特許無効訴訟を昨年9月に提起した状態であり、今回の判決も高等裁判所に上告する計画だという。

三菱は、これについて「裁判所は判決で販売(譲渡)だけでなく、輸入と申し込み(営業活動)まで全て禁止したほか、保管中の製品も全量廃棄を命じた」と主張している。インテマティックスの主張は、判決に「仮執行の宣告」が含まれていないということを説明しただけだと主張した。仮執行宣告は、判決確定前の強制執行(販売差止めなど)が可能であると宣言することを意味する。

三菱の関係者は、「原審では、三菱の主張は全て引用され、インテマティックスの主張は全て退けられた。控訴審で結論が変わる可能性はゼロに近い。インテマティックスが控訴すれば、積極的に応じて主張の不当性を明らかにしていく計画だ」と述べた。

<ユ・ソンイル記者>

3-10 海外進出した中小企業、知財の悩み増えた

電子新聞(2013.2.13)

中国に進出した通信ケーブルメーカーA社は、自社の特許と同様の商品が流通されていることを発見して「知的財産・デスク」に依頼した。弁理士に鑑定を依頼した結果、侵害だと判断されて販売の差し止めと賠償を求めた。その結果、A社は賠償金で80万円を受け取り、侵害したメーカーから「これ以上販売しない」という覚書ももらった。

#ベトナムに進出した電線メーカーB社は、現地の税関で輸入差し止めの命令文を渡された。現地のメーカーが既に同一商標を勝手に登録したためだ。ベトナムの「知財-デスク」は、無効審判請求を推進したが、勝訴の可能性が低いという結論を出した。現地に商標が登録されているかどうかを確認しなかったB社は結局、輸出を諦めた。

これは、「海外知財-デスク」が行った相談と措置事例だ。韓国特許庁・韓国知識財産保護協会・KOTRAが共同で中小企業の知財対応力を強化するために運営している「知財-デスク」は、中国・タイ・ベトナム・米国・インドネシアに設置されている。中国とベトナムは、それぞれ5か所と2カ所がある。知財の悩み相談や侵害・被侵害の対応戦略の確立を支援する。相談事例は、毎年大幅に増加している。2009年1468件から2010年(2670件)、2011年(3848件)と毎年1000件以上増えた。昨年は6198件で60%も増加した。

中国をはじめとする東南アジアと米国は、相談のタイプが異なる。韓国特許庁産業財産政策局のイ・ジュンソク局長によると、「東南アジアでは、現地メーカーによる侵害への対応事例が多いが、米国では訴訟をかけられた件が多い。米国東部に知財-デスクの追加解説を検討中だ」という。昨年米国のLAに知財-デスクを設置しており、初年の相談件数が627件にのぼった。9か所の海外知財-デスクのうち最も多い。

業界からは、先進国を中心とした「知財-デスク」機能強化を求める声が高い。P&IVYのキム・ギルへ代表は、「昔、先進国で大手企業も知財問題で大きな被害を受けた。中小企業は、訴訟をかけられると甚大な被害を受けかねない。先行特許の調査や、他に打つ手がない場合はライセンス契約などで問題を解決できるよう、政府が支援を行うべきだ」と強調した。

<キム・ジュンベ記者>

(表)海外知財-デスク知財権相談の実績

※資料：韓国知識財産保護協会

区分		2009年	2010年	2011年	2012年
中国	北京	148	257	430	365
	上海	185	312	358	298
	チンタオ	151	205	297	577
	広州	179	234	268	565
	シェンヤン	-	157	339	334
タイ	バンコック	43	113	195	250
ベトナム	ホチミン	28	-	-	70
	ハノイ	-	57	37	13
米国	LA	-	-	-	627
	小計	-	-	-	627
合計		734	1335	1924	3726

デザイン（意匠）、商標動向

5-1 芸能人のブランド価値が向上

韓国特許庁(2013.2.8)

最近 K-POP 及びドラマの韓流ブームと共に、芸能人ブランドに対する関心が高まり、芸能人や芸能人事務所は、芸能人ブランドを商標として出願し、芸能産業の事業権を確保するために努力している。

特許庁によると、イ・ギョンギュのココ麺、カン・ホドンのラーメンパクパク、キム・ビョンマンの達人スカートミートなど、芸能人の名前を活用した商標が多数出願され、多数の K-POP スターが所属する SM、JYP、YG エンターテインメントの場合は、少女時代、スパージュニア、ワンダーガールズ、2PM、2NE1 などのグループ名を商標として出願している。芸能人事務所が商標出願している分野は、音盤、芸能業関連分野だけでなく、化粧品、衣類、アクセサリ、文房具用品、食品など多様化している。

芸能人ブランドの商業的価値が高くなることにより、芸能人ブランドを無断で模倣し出願する事例も発生している。例えば、「大長今」、「VJ 特攻隊」の商標を第 3 者が出願し、特許庁がその登録を拒絶した。これは、芸能人ブランドを正当な権利者でない第 3 者が無断で使用することは、当事者である芸能人が苦勞して積み上げた信用に対し無賃便乗することであり、健全な商取引秩序を害する恐れがある。

特許庁関係者は、「過去、芸能人の名称などは単純な人格的権利だけであったが、今では、商品の出処を表示するブランドとしてかなりの財産的価値を持つ権利として変貌した。従って、特許庁は、人気芸能人や K-POP の名称などを無断で模倣した商標を出願する場合、その商標登録を積極的に拒絶することによって、芸能人ブランド保護の先頭に立ち、芸能人ブランドは韓流ブームと共に、ドラマ、音楽など、文化コンテンツの輸出だけでなく、韓国の国家ブランドの価値を高めることにも寄与するため、芸能人や芸能人事務所も芸能人ブランドにもっと関心を持って、関連商標権の確保に努力をしなければならず、国民も芸能人ブランドを積極的に保護する社会的な雰囲気を作成して行くべきだ」と表明した。

その他一般

5-1 マクプロ、日本の政府機関と業務締結

電子新聞(2013.2.2)

特許管理の代行会社「マクプロ」が日本政府機関の特許管理を行うことになった。日本を中心としたアジアの特許使用料の納付市場の新たなプレイヤーとして位置付けられる見通しだ。マクプロは、日本の科学技術振興機構(JST)が有する特許 2650 件のうち、1950 件についての管理業務代行の最終的な落札者として選定されたと 3 日に発表した。

JST は、1957 年に設立された文部科学省参加の科学技術政策の立案執行機構だ。政府の補助金を予算に、主に電子・IT・機械・化学・バイオ分野の出願を行っており、韓国の電子通信研究院(ETRI)のような機関だ。マクプロは、今回の契約により、JST 特許の約 73%を直接管理する。マクプロのチャ・サンジン代表は、「JST は、特許管理入札で 4 つの部門のうち、3 つの部門から落札を受けた。欧州と日本の屈指の競合会社と競争して勝ちを取った」と評価した。

今回の入札に参加した企業は、マクプロを始め、欧州の「デンネマイヤー」、日本の「NGB」、「新技術協会」が参加した。マクプロは、JST 特許使用料の納付の韓国単独件分野(1500 件)、韓国の共同出願権分野(100 件)、海外の共同出願件分野(350 件)で最終的な落札者として選ばれた。海外の単独件は、日本の使用料納付市場を独占している NGB が落札を受けた。

マクプロは、JST 特許管理契約を結んだことで、アジア市場で価格などの市場競争力を認められたと評価した。チャ代表は、「韓国の使用料納付市場に適用している価格と同水準で契約ができたことは、韓国の値段が日本市場でも通じることを意味する」と説明した。日本の特許年次料納付市場は韓国の 5 倍だということが業界の評価だ。

マクプロは、JST 特許の共同出願件を担当し、JST と協力関係の日本企業を潜在的な顧客として確保した。チャ代表は、「日本企業が保有した特許権を管理するスタート点になるだろう。日本をアジア市場でのシェア拡大の足場にしたい」と計画を述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

5-2 最も革新的な 50 大国、韓国が 2 位に

電子新聞(2013.2.2)

韓国が情報技術(IT)投資及び研究開発(R&D)集中度などの評価で、最も革新的な 50 大国の 2 位にランクされた。

ブルームバーグは、3 日、「最も革新的な 50 大国(50 Most Innovative Countries)」を発表した。米国が 1 位となり、韓国は 2 位にランクされた。3~5 位は、ドイツ、フィンランド、スウェーデンの順となった。

選定方法は△研究開発の集中度(20%)、△生産性(20%)、△IT集中度(20%)、△研究員の終結(20%)、△生産能力(10%)、△専門学校の効率性(5%)、△特許活動(5%)などを基準に点数を付けた。

韓国は、この基準に基づいた革新インデックスで研究開発の集中度(5 位)と IT 集中

度・生産能力(3位)、特許活動(1位)などで頭角を現した。専門学校の効率性(4位)と研究員の終結(8位)では平均点以上となったが、生産性部門は32位と低い水準だ。

1位の米国は、研究開発の集中度が9位、生産性が3位、IT集中度が1位、研究員の終結が10位、生産能力52位、専門学校の効率性26位、特許活動が6位だ。

＜ホ・ジョンユン記者＞

[表] 最も革新的な国の順位(出处:ブルームバーグ)

順位	国名
1	米国
2	韓国
3	ドイツ
4	フィンランド
5	スウェーデン
6	日本
7	シンガポール
8	オーストラリア
9	デンマーク
10	フランス

5-3 ETRI の高画質 3D テレビ放送標準、米国で国際標準に

電子新聞(2013.2.5)

韓国電子通信研究院(ETRI)は、米国デジタル放送標準委員会である ATSC が韓国の「高画質 3D テレビ放送標準」を国際標準として採択したと5日発表した。

韓国の研究チームが開発した放送の送受信技術が米国で国際標準として採択されたのは今回が初めてだ。

技術開発には、放送通信委員会の支援の下、サムスン電子や LG 電子などの大手企業を始め、KBS、MBC、SBS、EBS の地上波4社、韓国電波振興協会、クァンウン大学、驚喜大学などが参加した。

子の標準技術は、3D テレビを放送する時、ビデオやオーディオなどの各種データを送受信できる技術だ。一般的なテレビでも HD レベルの映像が見られるよう、3D と 2D 映像を全て従来の正規チャンネルの周波数(6MHZ)に圧縮した「デュアルストリーム(二重映像フレーム)」技術を適用した。

ETRI は、この技術で4件のコア標準特許を獲得している。

3D テレビの市場は、韓国メーカーが首位争いをしており、全体の市場規模は2011年274億ドルから2016年には608億ドルに成長する見込みだ。

＜パク・ヒボム記者＞

5-4 特許庁審査官が「中国技術保護法」を発刊

韓国特許庁(2013.2.7)

中国で技術を保護するためには、韓国と同様に、中国特許庁(中国では「国家知識産権局」という)に特許を出願するか、営業秘密として保護を受ける方法がある。しかし、中国で技術保護のために解決しなければならない現実問題は、そう簡単ではない。

例えば、中国で特許権を先取得する方法、中国で製造されたニセ製品の韓国への輸出防止策、中国で開催された展示会で自社製品の模倣品を発見した時にどう対処すべきかなどにより悩ましい。

特許審判院長は、最近、審判官のチョン・ドクベ審判官が、このような問題を解決することができる「中国技術保護法」を発刊したと発表した。

著者のチョン審判官は、この本を書いた動機として、韓国企業が中国現地において直面している問題を簡単に解決し、韓国における間違った中国知財権制度に関する誤解を解き、中国でも積極的に知的財産権保護が受けられるという認識変換のためであると述べた。

著者は本文において、中国の知的財産権法律の体系が韓国と似ているが、計画経済の影響をうけ各種の行政規定が複雑であり、行政庁の権限が韓国より強く、領土が広闊で法律適用の統一を期するために、韓国にはない司法解釈を制定し裁判規範として活用しているところが違いがあると述べた。

司法解釈とは、中国最高人民法院と最高人民検察院が法律適用の統一を期するために、職権により制定し頒布する法律解釈の一種である。すなわち、司法解釈は、裁判及び檢察業務において具体的な法律適用に対する普遍的な効力を持つ裁判規範である。

従って、中国で技術保護を受けるためには、技術保護に関する中国の関連法律規定とこれらの規定と連携する各種行政規定及び司法解釈を体系的に理解し、特許法だけでなく営業秘密・労働契約法・契約法等の関連規定も理解しなければならないと、著者は強調する。

著者は、「中国の関連法律・行政規定及び司法解釈に基づき、実務においてどう処理されているかを分かりやすく叙述し、特に、韓国内で紹介されたことのない中国の技術契約と従業員発明に関する内容も盛り込んで、中国における技術保護に関する総合的な指針書となると期待している」と述べた。

著者は、慶州工業高校機械科を卒業し、独学で行政学学士学位を取得した後、中国武漢大学で法学博士学位を取得し、2004年から約7年間特許庁と中国で知的財産権保護業務を担当した。

5-5 ウルトラス HDTV 鮮明映像、伝送・圧縮技術で解決

韓国特許庁(2013.2.13)

ウルトラ HD(Ultra High Definition)テレビは、フル HD テレビより解像度が4倍も

高く、60、80、100 インチなどの大型画面で鮮やかな映像具現が可能であり、3D テレビとともに今後テレビ市場の代替技術として脚光を浴びている。鮮明な映像を再現するためのコンテンツ伝送及び圧縮技術が新たに注目されている。

韓国特許庁によると、ウルトラ HD を伝送・圧縮する技術の特許が最近 6 年間約 129 件出願され、出願は着実に増加しているという。

ウルトラ HD テレビの画像度は、7680X4320 や 3840X2160 で、フル HD 画像度の 1920X1080 より遥かに大きく、リビングのテレビだけでなく、スクリーンや壁全体に設置可能だが、画像度が高くなるにつれて増えた容量をどう圧縮して伝送するかがネックになっている。

ウルトラ HD テレビコンテンツ伝送・圧縮技術の年度別における特許出願の動向をみると、2007 年以降増加基調にある。細部分野別に分析すると、動画圧縮技術 72 件(56%)、放送伝送技術 24 件(19%)、応用技術分野 33 件(25%)となった。

出願人属性別では、企業が 60 件(47%)、研究所 43 件(33%)、大学 21 件(16%)、その他 5 件(4%)で企業の関心が比較的に高いことが示され、研究所と大学でも関心を示している。

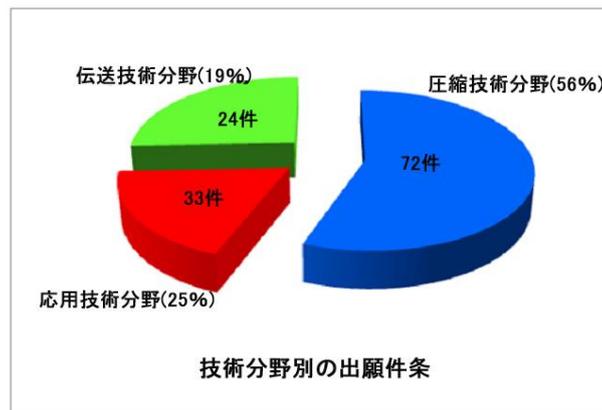
また、国籍別の出願でも韓国人が 109 件(84%)、日本人 20 件(16%)で韓国人の出願が圧倒的に多い。

デジタル放送審査チームのチョン・ソンテチーム長は、「ウルトラ HD テレビパネル市場において韓国の製品やコンテンツの圧縮・伝送技術が世界的な水準にある。企業、研究所、大学などが関心を示しており、今後、ウルトラ HD テレビ関連の特許出願はさらに増加すると見込まれている」とコメントした。

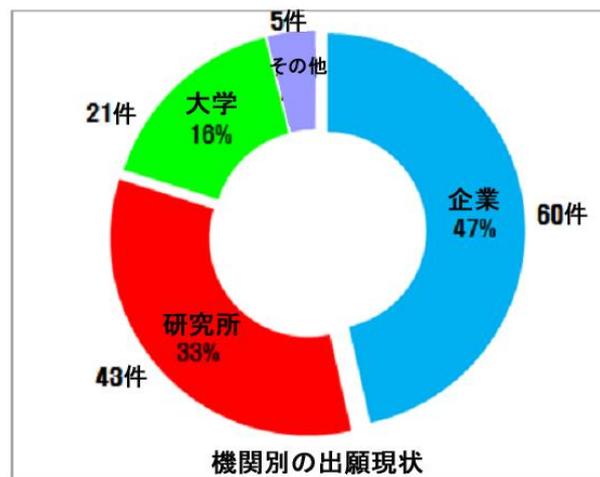
<添付 1> 年度別の特許出願



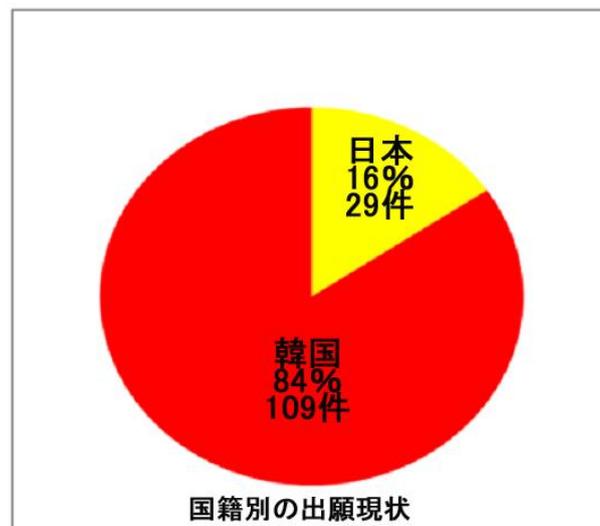
<添付 2> 技術分野別の特許出願



<添付 3> 出願人属性別の特許出願



<添付 4> 国籍別の特許出願



過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム